

適用宣言書



関連文書：ISMS-B06 リスクマネジメント管理規程

※適用性：Y:適用する N/A:適用しない

管理策No.	要求項目	適用性	理由	関連する規定	項番
5.1	情報セキュリティのための方針群	Y	ISMS推進委員会が情報セキュリティ基本方針文書を策定し、経営者に承認を得るように定める。	情報セキュリティ基本方針書 情報セキュリティ運営管理規程	全般 12
5.2	情報セキュリティの役割及び責任	Y	情報セキュリティを推進するための責任と権限を定める。	情報セキュリティ運営管理規程	2.2
5.3	職務の分離	Y	重要な業務については、実施者と承認者の分離を行うように定める。	情報セキュリティ運営管理規程	2.3
5.4	管理層の責任	Y	情報マネジメントシステムの運用・維持・改善に対する要求事項を明確にし要求する旨の規則を定める。	人的セキュリティ管理規程	4.1
5.5	関係当局との連絡	Y	情報セキュリティインシデントに早急に対応するため行政・情報サービス業者との連絡体制を定める。	情報セキュリティ運営管理規程	5.1
5.6	専門組織との連絡	Y	セキュリティホールなどの最新情報の入手や対処処置、ウイルス対策を常時行っていくため情報セキュリティアドバイザを設置するように定める。	情報セキュリティ運営管理規程	5.1
5.7	脅威インテリジェンス	Y	脅威に関する情報の収集及びリスクアセスメントへの活用方法を定める。	リスクマネジメント管理規程	5.1
5.8	プロジェクトマネジメントにおける情報セキュリティ	Y	プロジェクトマネジメントにおいて、情報セキュリティに取り組むよう定める。	情報セキュリティ運営管理規程	5.2
5.9	情報及びその他の関連資産の目録	Y	適用範囲の重要な資産に対しての資産の台帳を作成するように定める。	情報セキュリティ運営管理規程	9
5.10	情報及びその他の関連資産の許容される利用	Y	適用範囲の重要な資産に関する規則を明確にするように定める。	情報セキュリティ運営管理規程	10.3
5.11	資産の返却	Y	社員並びに関連する利用者の退職、配属替え時の資産の返却手順を定める。	人的セキュリティ管理規程	6
5.12	情報の分類	Y	情報の分類を明確にして、資産の洗い出しを行うように定める。	情報セキュリティ運営管理規程	10.1
5.13	情報のラベル付け	Y	重要情報資産のラベリングについて定める。	情報セキュリティ運営管理規程	10.2
5.14	情報の転送	Y	オフィス内、公共の場での注意事項を定める。	情報セキュリティ運営管理規程	11